

尼崎市監査公表第12号

財務(定期)監査及び行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長及び教育委員会から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成25年9月18日

尼崎市監査委員	須賀邦郎
同	堀智子
同	津田加寿男
同	前迫直美

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	都市整備局
2 監査結果報告日	平成25年3月25日
3 措置通知日	平成25年8月7日
4 監査結果の内容	<p><u>建設リサイクル法に基づく通知や契約について</u></p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の対象建設工事であるにもかかわらず、法に基づく通知や契約が行われていないものが散見された。</p> <p>(建築課、設備担当、下水道部建設課、同施設課)</p> <p><指導の要点></p> <p>建設リサイクル法を遵守し、適正に事務を行うこと。</p>
5 措置の内容	<p>建設リサイクル法の適用工事は、指摘を受けた内容を踏まえ、関係職員へ周知徹底を図り、適正に処理を行っている。また、契約検査課への契約締結依頼の際には、建設リサイクル法の適用工事であることの通知を行っている。</p> <p>(契約締結依頼書にリサイクル法の対象工事である旨を記載することによって、契約検査課へ周知を行っている。また、工事施工決裁及び金抜き設計書の鏡に「建設リサイクル法第9条に該当」する旨を記載する。)</p>

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	都市整備局
2 監査結果報告日	平成25年3月25日
3 措置通知日	平成25年8月7日
4 監査結果の内容	<p><u>防災センターの小工事の施工について</u></p> <p>防災センター非常照明改修の小工事では、設計図面での箇所表示や数量を示す一覧表及び積算内訳書の数量表示が異なっており、設計金額が正しく積算されていなかった。また、市が提示した設計書等の数量と業者からの見積書の数量が異なっているにもかかわらず、契約していた。さらに、工事完成検査でも数量の相違を確認することなく完成を認めていた。</p> <p style="text-align: right;">(設備担当)</p> <p><指導の要点></p> <p>工事の設計と契約事務においては、施工箇所や数量を正確に示した図面や仕様書の作成と、これらに基づいて提出された見積書のチェックや完成検査においては設計書や見積書等との照合を間違いなく行うことは、最も基本的かつ重要な事務であることを厳に認識し、チェックのあり方をはじめ、適切に事務を行うこと。</p>
5 措置の内容	<p>小工事における図面は工事施行決裁の一部であり、業者からの見積徴収の元になるものであることから、設計時の図面の確認をより正確に行うことと見積書の内容についても十分に精査したうえで事務処理を進めることを周知した。</p>

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	都市整備局
2 監査結果報告日	平成25年3月25日
3 措置通知日	平成25年8月7日
4 監査結果の内容	<p><u>委託業務の再委託について</u></p> <p>下水道部では、施設や設備の維持管理に当たり、点検業務を委託している。業務委託契約書では再委託を禁止しているにもかかわらず、建設課が実施した水位計点検業務、空気呼吸器点検業務及びガス検知器点検業務、北部浄化センターが実施した空気呼吸器点検業務では、再委託されていた。</p> <p style="text-align: right;">（下水道部建設課、北部浄化センター）</p> <p>< 指導の要点 ></p> <p>委託の本旨を理解した上で、契約書作成に際しては、その内容を精査すること。また、再委託が必要な場合については、受託業者に所定の手続を行わせるとともに、委託業務の履行状況を十分に確認すること。</p>
5 措置の内容	<p>水位計点検業務</p> <p>今後は、受託者に対し契約書の内容を十分確認し、履行するよう指導するとともに、関係職員への周知徹底を図り、同様のことがおこらないよう適正に処理を行っている。</p> <p>空気呼吸器及びガス検知器点検業務</p> <p>今後は、受託者に対し契約書の内容を十分確認し、履行するよう指導するとともに、関係職員への周知徹底を図り、同様のことがおこらないよう適正に処理を行っている。</p> <p>なお、監査指摘後に実施したガス検知器点検業務、空気呼吸器点検業務については、契約書に一部再委託についての項目を追加するとともに、受託業者から承認願の提出を受けて、一部再委託を行っている。</p>

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	平成25年3月25日
3 措置通知日	平成25年8月20日
4 監査結果の内容	<p><u>尼崎市立高等学校施設管理業務委託について</u></p> <p>尼崎市立高等学校施設管理業務委託では、実施要領で施設ごとに年間総委託時間数を設け委託料の総額を定めた契約となっている。しかしながら、年間総委託時間数の上限を超過して業務委託を実施させている施設や年間総委託時間数に満たない施設があった。また、従事時間数を誤って記載している報告書を受理していた。</p> <p style="text-align: right;">(施設課)</p> <p><指導の要点></p> <p>業務委託においては、業務量を十分に精査し、変更する場合には受託者と十分協議し、必要な措置をとること。また、報告書は十分に確認を行うこと。</p>
5 措置の内容	<p>尼崎市立高等学校施設管理業務については、委託先と協議し、平成25年度から委託料の支払方法を一部見直すとともに、年間の総委託時間も業務の実態に応じた契約内容に見直すこととした。</p> <p>また、報告書は、契約内容に沿った業務内容となっているかどうか関係職員でより正確に確認を行っていく。</p>

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	平成25年3月25日
3 措置通知日	平成25年8月20日
4 監査結果の内容	<p><u>空調システムの保守管理業務委託について</u></p> <p>杭瀬小学校、成良中学校、大庄中学校の空調システムの保守管理業務委託について、設計・積算における清掃回数が必要な回数を上回っており、またフィルターのない空調システムであるにもかかわらずフィルターの清掃を行うものとして積算され、正しい設計・積算となっていなかった。さらに、業務完了報告書の機器の台数が仕様書の台数と異なっているにもかかわらず受理していた。</p> <p style="text-align: right;">（施設課）</p> <p><指導の要点></p> <p>設計・積算に当たり業務実施回数や数量、また機器の仕様を確認しておくことは最も基本的かつ重要な事務であることを厳に認識し、チェックのあり方をはじめ、適正に事務を行うこと。</p>
5 措置の内容	<p>空調システムの機器にはフィルター付きとないものがあるため、仕様書に「フィルター又はグリルが設置されている場合は清掃すること」と表記することにより、積算の際に確認を促すこととする。</p> <p>機器の台数については、業務完了報告書を受理するにあたり、複数職員による確認を行う等、事務の適正化を図るものとする。</p>

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	平成25年3月25日
3 措置通知日	平成25年8月20日
4 監査結果の内容	<p><u>建設リサイクル法に基づく通知や契約について</u></p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の対象建設工事であるにもかかわらず、法に基づく通知や契約が行われていないものが散見された。</p> <p>(施設課、学校耐震化担当)</p> <p><指導の要点></p> <p>建設リサイクル法を遵守し、適正に事務を行うこと。</p>
5 措置の内容	<p>建設リサイクル法の適用工事は、指摘を受けた内容を踏まえ、関係職員へ周知徹底を図り、適正に処理を行っている。また、契約・検査課への契約締結依頼の際には、建設リサイクル法の適用工事であることの周知を行っている。</p> <p>(契約締結依頼書にリサイクル法の対象工事である旨を記載することによって、契約・検査課へ周知を行っている。また、工事施工決裁及び設計書の鑑に「建設リサイクル法第9条に該当」と記載する。)</p>

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	平成25年5月24日
3 措置通知日	平成25年8月23日
4 監査結果の内容	<p><u>各中学校で実施する健全育成事業について</u></p> <p>教育委員会は、中学校区健全育成事業を中学校区に設置される協議会に委託しているが、当該委託料は、概算払であるにもかかわらず、戻入できない旨を中学校に通知していた。</p> <p>(生徒指導・特別支援担当)</p> <p><指導の要点></p> <p>教育委員会は、各中学校へ指導及び助言を行う立場にあることから、会計関係法令を遵守し、適正に事務処理を行うこと。</p>
5 措置の内容	<p>今回の指摘を踏まえ、速やかに通知文書の訂正を行うとともに、平成25年4月に実施した中学校区健全育成事業の事務説明において、委託料に残額が生じた場合は市に返納するよう各中学校に周知徹底を図ったところである。</p> <p>今後の事務処理に際しては、関係する法令等を十分に確認しながら、適切な事務処理を図っていくよう努めていく。</p>

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	平成25年5月24日
3 措置通知日	平成25年8月23日
4 監査結果の内容	<p><u>消防計画に基づいて消防訓練を行っていなかったことについて</u></p> <p>消防訓練については、関係法令に則って作成した消防計画に基づき消火、通報及び避難の訓練を定期的実施することが定められているにもかかわらず、消防計画どおりに消防訓練を実施していなかった。</p> <p>(立花北小学校、立花西小学校、名和小学校、塚口小学校、尼崎北小学校、水堂小学校、 尼崎双星高等学校)</p> <p><指導の要点></p> <p>消防訓練は、関係法令に則って作成した消防計画どおりに実施すること。</p>
5 措置の内容	<p>今後、消防計画を作成する際は、工事等の影響も考慮し、必ず実現可能な消防訓練を計画するよう指導した。</p> <p>また、教育委員会が作成している消防計画の記載例を法令に則って改め、各学校園に通知するとともに、消防訓練の計画及び実施について学校・園から報告してもらうこととし、各学校・園において消防訓練が計画どおりに実施されていることを確認することとした。</p>